

新潟市中地区コミュニティセンター利用のきまり

住みよい地域社会のふれあいの場である「新潟市中地区コミュニティセンター（以下「センター」という。）」は、私たちみんなの施設です。

私たちは、センターの利用にあたって、お互いに仲良く、譲り合いの精神をもち、防災に留意し、秩序を守り、施設及び環境を大切に利用しましょう。

(センターの機能)

地域住民の自治活動、文化・教養活動、保健・体育・レクリエーション活動、福祉・ボランティア活動の場となります。

(センターの管理運営)

新潟市から委託を受けて東山の下地区コミュニティ協議会が、センターの管理運営にあたります。

(利用できる時間)

- 1 利用できる時間は、原則として午前9時から午後9時までとします。
- 2 利用時間区分は、次の3区分とします。ただし、調理実習室の区分は別枠のとおりです。

一般の施設（調理実習室を除く）

区 分	時 間
午 前	午前9時～午後1時
午 後	午後1時～午後5時
夜 間	午後5時～午後9時

調理実習室

区 分	時 間
昼	午前9時～午後2時
夜	午後3時～午後8時

- 3 利用時間の厳守

利用者は、午前・午後・夜間とも時間内に後始末を含め使用を終了してください。ただし、止むを得ず時間を延長する場合は、管理人の承認を受けてください。

- 4 休館日

- (1) 毎週月曜日
- (2) 祝祭日
- (3) 8月13日から8月16日まで
- (4) 12月29日から1月3日まで

(利用手続き等)

別に定める「新潟市中地区コミュニティセンター利用のきまり細則」による。

(利用の制限及び禁止事項)

次のような目的の利用は許可いたしません。また、違反行為があったときは直ちに許可を取り消し、以降の利用を禁止します。

- 1 公益、風俗、秩序、環境を乱すおそれがあるとき。
- 2 建物、その他の物件を汚損または毀損するおそれがあるとき。
- 3 利用の目的がはっきりしないとき。
- 4 営利を目的とするとき。(本会が承認した場合は除く)
- 5 アルコールの持ち込みは、事前に本会の承認を受けたものに限りませす。
- 6 販売行為は禁止します。(本会が承認した場合は除く)
- 7 その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用料金)

センター利用者から利用料金(別表Ⅰ)をいただきます。

(寄付について)

善意による備品・器具・図書等の寄付は申し受けますが、寄付者の氏名は公表しません。

(その他)

この「きまり」に定めがない事項は、細則に定めます。

附 則

このきまりは、平成6年3月1日から実施する。

附 則

このきまりは、平成14年4月1日から実施する。

附 則

このきまりは、平成24年4月1日から実施する。

新潟市中地区コミュニティセンター利用のきまり細則

1 利用の申請手続きと利用許可及び取り消し

- (1) 利用の申込みは、所定の利用許可申請書を受付に提出してください。
- (2) 定期的団体の利用申込みは、毎月18日までに翌月分の利用を申し込
てください。
- (3) 特別の申込み（本会の利用許可を要するもの）は、利用月の2ヶ月前か
ら申込みの受け付けを行います。
- (4) 電話・ファックスでの仮予約・変更を受け付けます。その場合、利用当
日までに、利用許可申請書・変更許可申請書を提出するものとします。
- (5) 受付時間は、午前9時から午後5時までとします。
- (6) 利用許可は原則として申込み順とします。
- (7) 利用取り消し処置
 - ア 利用日の4日前（利用日は含まない）の午後5時までに利用の取り
消しを申し出た場合は、利用料金の納入は必要ありません。
 - イ 上記ア以降、利用の取り消しを申し出た場合は、利用料金を納入し
ていただきます。

2 利用にあたっての注意事項

利用者は、次の事項を厳守してください。守らないときは、以降の利用を
禁止することがあります。

- (1) 利用責任者は、受付に利用料金を納入してから利用してください。
- (2) 退出の際は、利用場所の整理・整頓・清掃を行い、利用報告書を受付
に提出してください。ただし、夜間利用のときは、管理人の立会い点検
を受けてください。
- (3) 近隣及び他の利用者に迷惑をかけないように注意してください。
- (4) 無断で利用場所を変更し、または、備品等を使用しないでください。
- (5) 指定場所以外での火気の使用、喫煙は禁止します。
- (6) 設備・備品等を破損したときは、速やかに管理人に報告し、その指示
に従ってください。（補償していただくことがあります。）
- (7) ゴミについては、利用者が持ち帰ることを原則とします。

3 利用制限及び禁止事項

- (1) 営利目的（学習塾等）で月謝、受講料をとるものは利用を認めません。ただし、教材費、資料費程度の会費制は利用を認めます。
- (2) 展示即売会などで売上金の全額または一部を本会もしくは公共社会福祉関係機関等へ寄贈される催しについては、本会が承認したときに利用を許可します。
- (3) アルコールの持込を認められた者が利用する場合は、清掃業者による清掃を義務づけることとします。
- (4) アルコールの持ち込みは良識の範囲内に止め、限度を守ってください。
- (5) ダンス等の利用で、床を損傷する靴等の使用は認めません。
- (6) ピアノ、楽器類及びカラオケ、健康体操、エアロビクス等により近隣住民及び隣室に迷惑を及ぼすときは、利用を禁止することがあります。

4 利用料金

- (1) 利用料金は、別表Ⅰに定めたとおりです。
- (2) アルコールの持ち込みが認められた場合
1回につき、1,000円の加算をします。
- (3) 利用料金の免除について
次の申請があった場合は、全額免除する。
 - ① 市が主催する事業に利用するとき。
 - ② 当運営委員会が主催する事業に利用するとき。
 - ③ 地域コミュニティ協議会が主催する事業に利用するとき。
- (4) 利用料金の半額免除について
次の申請があった場合は、地域活動及び地域福祉活動の向上に寄与する活動であるため特例として半額免除する。
 - ① 山の下、桃山、東山の下、下山、各小学校区の自治連合会
 - ② 中地区社会福祉協議会（山の下、桃山、東山の下、下山各支会）
 - ③ 民生委員（山の下、桃山、東山の下、下山）
 - ④ 老人クラブ（中地区）
 - ⑤ 山の下中学、藤見中学、下山中学、各育成協議会

5 その他

(1) 出前等の取り扱い

センター内で飲食する弁当、飲み物等の注文並びに代金の支払いは、すべて利用者自身で行ってください。

(2) 利用団体所有品の保管

花器等で本会が承認した品物を預かる場合は、所定の念書を提出して、所定の場所に格納してください。ただし、破損等が懸念されるものではできる限り本会に寄付してください。

(3) コピー、印刷利用料金

別表Ⅱに定めたとおりです。

附 則

この細則は、平成 6 年 3 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 17 年 5 月 27 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

別表 I

新潟市中地区コミュニティセンター利用料金一覧

(単 位：円)

階 数	施 設 名	部屋面積	利 用 料 金		
			午 前	午 後	夜 間
2 階	和室 (A)	25 畳	700	700	700
	和室 (B)	25 畳	700	700	700
	茶 室	8.30m ²	700	700	700
	調理実習室	67.20m ²	1,300		1,300
	会 議 室	56.96m ²	700	700	700
	視 聴 覚 室	56.96m ²	700	700	700
3 階	講 座 室	55.70m ²	700	700	700
	小ホール	70.80m ²	700	700	700
	小ホール	70.80m ²	700	700	700
	大ホール	276.50m ²	2,000	2,000	2,000

平成 24 年 4 月 1 日現在

別表Ⅱ

コピー料金一覧

(単位:円)

用紙 \ 料金		料金	
		コピー代 (1枚当たり)	裏表コピー (1枚当たり)
白黒			
B5・A4・B4		10	20
A3		20	40
カラー			
B5・A4・B4		30	60
A3		50	100

平成24年4月1日現在

印刷料金一覧

(単位:円)

用紙 \ 料金		製版代 (原紙1枚当り)		印刷代 (1枚当り)	
		片面	両面	片面	両面
B4以下	用紙支給	50	100	2	3
	用紙持参	50	100	1	2
A3	用紙支給	100	200	4	6
	用紙持参	100	200	2	4

平成24年4月1日現在